

平成29年あきる野市農業委員会4月総会議事録

平成29年4月24日（月）午後3時00分、平成29年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創

議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

開会 午後3時00分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成29年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。申し遅れましたが、私、4月1日で福祉部障がい者支援課から、また農業委員会に戻って来ました渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。農業委員会は前にもやった事があるので、皆さんが決められた時には事務局をやっていたのかなと思います。行ったり来たりで3回目の農業委員会事務局になります。制度もみんな変わっていますので、また勉強したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは初めに会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願ひいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、4月18日、羽村市で行なわれました西多摩地方農業委員会連合会総会に課長とともに出席をいたしました。4月19日、常設審議委員会及び都農林水産部との意見交換会に出席をいたしました。秋川ファーマーズセンター直売所運営委員会総会には、笹本職務代理に代理出席をしていただきました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は、栗原晋二委員と小山委員です。よろしくお願ひいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条に基づきまして、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。それでは本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは第1号報告、事務局より説明をお願ひいたします。

(事務局) はい。それでは議案書を1枚めくっていただいて、第1号報告です。第1号報告、職員の解任及び任命について。平成29年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。平成29年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。記、解任、事務局長、伊藤修。事務局、岡部進、平成29年3月31日付解任。事務局、北嶋稔。任命、事務局長、渡辺一彦。事務局、加藤多香之。事務局、丸山誠司。以上でございます。追加で補足させていただきます。まず解任に関してですが、伊藤事務局長につきましては、皆さんご存知のとおり異動という事になります。岡部につきましては、今まで再任用職員だったのがここで終了という事なので、平成29年3月31日付けで解任とさせていただきます。北嶋につきましては、昨年4月に任命させていただいたのですが、1年で他の部署に異動となりましたので、解任という形になります。続いて任命に関してですが、渡辺事務局長につきましては返り咲きという事で戻って来ていただきまして、加藤と丸山につきましては再任用という形で、2人、農林課の方に来ていただきまして、農業委員会の仕事よりもどちらかと言うと農政や振興会などをやっていただいているのですが、事務局の辞令も出させていただきますので、何かの機会に皆さんと一緒にいるかと思ひますが、よろしくお願ひします。尚、挨拶等なのですが、

再任用職員につきましてはご遠慮させていただいております、伊藤の方も所用で、改めてご挨拶させていただきますという事で伺っていますので、ご報告させていただきます。以上です。
(議長) はい。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは、番号1は〇〇委員の親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは番号1を担当の坂本委員、説明をお願いいたします。

(坂本委員) はい。それでは番号1をご説明させていただきます。(第1号議案・番号1 朗読)

現地につきましては5ページを見ていただきたいのですが、20日に事務局と一緒に現地を確認させていただきました。地図の真ん中、左の方に淵上の交差点、睦橋通りと五日市街道に別れる所、五日市街道を市役所方面に向かいまして、淵上の交差点から100メートルくらいですかね、行った場所でございます。現地につきましては栗が植えてありまして、良く捕植もされておりまして。なお、その東側に〇〇園直売所とありますが、昔、梨の直売をやっていた所の西側の栗畑でございます。現在は栗も良く捕植もされていますし、管理されておりまして。別に支障ないと思います。よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただ今、事務局と坂本委員から説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いいたします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) 続いて、番号2を担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。それでは番号2をご説明させていただきます。(第1号議案・番号2 朗読)

案内図につきましてはお手元の資料の6ページになります。現地の調査につきましては4月21日に行って参りました。この場所は右上の部分が白抜きになっていますが、ここが多摩川の河川敷になっております。それでもう少し北側が福生から日の出のインターに抜けるバス通りがありまして、下側には平井川がございます。その多摩川の段丘の上になりますが、申請人の〇〇〇〇さんはファーマーズセンターの会員になっておりまして、概ね2つの、まあ細かく分かれておりますが、概ね2つの申請地につきましては、出荷される野菜を作られております。

□□番につきましては、現在菊の花の小さいのと野菜、タマネギ、ホウレンソウ等が植栽されております。また、〇〇ー〇、〇〇ー△、〇〇ー□番につきましては、シソ、ネギ、また、菊の花の苗が植栽されております。現在畑全体はまだ耕作されておりましたが、これから徐々に植栽されていくと思います。出荷先も安定しておりますので、何ら問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただ今、笹本職務代理から説明をいただきましたが、質問のある方、お願いいたします。・・・ちょっとこれ小さいので分かりにくいですね。何かで残ってしまった部分なのですか？

(事務局) 何かで分筆があったみたいですね。猶予をかける時もこのまま、この小さい筆でかけているので。

(議長) 何か質問がありますか？よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて番号3、引き続き担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。続きまして番号3をご説明させていただきます。(第1号議案・番号3 朗読)

案内図は同じ6ページでございます。場所は同じなのですが、先ほどの〇〇さんの申請地より少し南へ下った所の、花ノ岡の通りからちょっと中へ入った所でございます。相続で受けましたお父さんは植木屋さんでございまして、一部にツツジ等の植木が植わっていますが、あと残りにアスパラ、ワラビ、エンドウ等が植栽されておまして、耕作も適正にされておりますので、何ら問題はないと思います。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、笹本職務代理から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。

(中村委員) 番号2と番号3が、相続日が同じなのですが？

(事務局) 姉弟ですね。お姉さんと弟さんです。

(中村委員) あ、そうですか。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号3の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて番号4、担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。引き続きまして番号4をご説明させていただきます。(第1号議案・番号4 朗読)

案内図はまた同じ6ページになります。ここは花ノ岡の通りから少し中へ、西側へ入った所になります。□□さんは自家消費の野菜、出荷先はございませんので、兄弟とか自分のところで食べるような物を植栽されております。一部ビニールハウスの骨組みがまだありますが、被覆はされておられません。全部が全部、きれいに耕作はされておられません。私から見るとゆつたりと、ネギの柵の間も広がったりして、ネギ、またエンドウ、菜っ葉も作ってありましたが、一般的にやる自家消費の典型のような感じで耕作されておりました。違うところに同じ作物を作付けされておられませんので、自分個人でやっている耕作が見受けられますので、何ら問題はないと思います。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、笹本職務代理から説明をいただきましたが、質問のある方、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号4の□□□□さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて番号5、担当の田中正治委員、説明をお願いいたします。

(田中正治委員) はい。番号5についてご説明いたします。(第1号議案・番号5 朗読)

現地調査につきましては、4月20日に谷澤委員、それから事務局と行って参りました。案内図につきましては7ページをご覧ください。場所は睦橋通りに二宮に抜ける道がございますが、前田小学校に行く道の脇です。現在圃場の方ですが、肥培管理されておまして、作物としては、タマネギ、ジャガイモ、コムギ等が残っておりますが、全体的に管理されております。若干新しい草が見えますが、全体を通しましてはきちんと管理されております。今後の予定としましては、本人と会ったのですが、キュウリ、トマト、ナス、トウモロコシを予定しているそうです。全体的にはよく管理されていると思います。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、田中正治委員から説明をいただきましたが、質問のある方、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号5の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続きまして第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の3ページをご覧ください。第2号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。次に番号1について、担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第2号議案・番号1 朗読)

案内図は8ページになります。地図の左下の方に留原の交差点がありますが、ここが留原駐在所の交差点で、この縦の通りが下に行くと小峰峠に。〇〇-〇については現在ノラボウ、エンドウ等が植わっておりまして、きれいに耕作をされております。□□-□につきましては、現在建物が2つ建っておりまして、北側の方には下が車庫、上に勉強部屋のような物が乗っている、2階建ての建物。南側には平屋の建物が建っておりまして、これは昨年あたり、つい最近になってできた物です。この留原の交差点を横に走る道路が小和田から五日市ファーマーズセンターに行く、私の通勤路のような所なんですけど、□□-□の方は擁壁の上になっていまして、今まで様子が道路から見えなかったのが、畑だとも思っていなかったのですが、一応現状はそういう風になっています。その辺のいきさつについては事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) はい。では補足で、〇〇-〇については現状農地でやっているのですが、□□-□につきましては、相続されたご本人様に話を聞いたところ、24年の相続の時に生産緑地はもう外れているという認識でいて、建物を建てる時も自費でやったので、農転の届出とかもなかったものですから、生産緑地ではないという前提でいたそうなんです。たまたま、これが分かったのが都市計画の方の生産緑地の調査に行った時に判明したので、本来であれば現状復旧という話になるのですが、今回につきましては相続という事で外せる要件がありますので、従前〇〇〇△△さんについてはいろいろ確認したところ、それまでは耕作がされていることが確認できましたので、これは止むを得ない状況なのかなという事で、都市計画の方とも話をし、これで受けざるを得ないという事で、話を受けさせていただきました。うちの方としましては、速やかに外していただいて、転用していただいた方が問題がないので、そういう形でやってくださいと事務局の方で話をさせていただきまして、たまたま今回相続という案件があったので、それで処理をさせていただければと思います。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と宮崎委員から説明をいただきましたが、質問のある方、お願いします。

(甲野委員) 確認なのですが、建物が建っている・・・生産緑地だったのが相続があったと言う事なのですが、その、建築確認等、通ってしまうものなのですか？

(事務局) あの、農転の届出とかはどっちかと言うと、お金を借りる、住宅ローンとか、そういった物を借りる時、金融機関の方で担保を取る為に農地転用の書類の提出が必要になるのですが、例えば現金を自分でお持ちで建てられる状況だと、建築確認がなくても建てられなくはないです。勿論法的には出さなければいけないのですが、そういう事で行政の方に手続きなく、建てってしまうという可能性はありまして、今回はその典型的な例ですね。うちの方の農地転用の届出も勿論出てないので、出ていればその時点で気付くと思うので、たまたまそういう・・・

(甲野委員) だったら、知る手立てがないと他にもかまわずできちゃう・・・

(事務局) 本来は、法律上は建築確認申請をしなければいけないのですが・・・でも農転の指導まで建築確認の方では、そこまでは言われたいとは思いません。ちょっとその辺は東京都に聞いてみないと何とも言えないんですけど。

(甲野委員) 都市計画は1年に1回くらい回っているのですか？

(事務局) そうですね。結構場所も分かっているのですが、私も一緒に回っているのですが、昨年の中には確かなかったと思うので。

(甲野委員) やっぱり転用が出ないと農林課では把握できないですよ。

(事務局) そうですね。目立つ所にポツンと建てば分かりますけど、そうじゃないと意外に気付かない事も多くて。

(小川委員) ちょっといいですか？建築確認を取らなくても建築できるのでしょうか？

(事務局) 建てられるには建てられると思うんですね。ただ法的には、基本的には建築確認申請をした上で申請までは出さないといけないと思うんです。多分その時点では農転の手続きまでは求めてはないと思うので……。そこで建築確認が出れば、課税サイドの方には来るんですけど、うちの方には特段は地目が農地でないと来ないので、そこは正直分からないところではあります。もしかしたら、ちょっと確認していないですけど、建築確認申請自体は出している可能性はあるかも知れませんが、農転の方は出ていないので、うちの方は全くもって知る術がなかったという事ですね。

(小山委員) 建物があるという事なんですけど、そうしますと、固定資産税の方ですね、その方は要するに生産緑地としての固定資産税になっていたんじゃないかと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか？

(事務局) 多分課税自体は、例えば生産緑地で家が建っても、宅地という課税にはなるんですけど、一般の宅地には多分ならないはずですよ。ここ1年ぐらいの間に建ったと思うので、課税の方も生産緑地に建っていれば気付くと思いますし、今回はたまたまうちの方が気付いたのと、課税の方もちょうどその辺を見ていた時期だったので、合致はしたんですけども、生産緑地に限らず課税の方から農地に何かあるよという話はたまに来るので、そういう事で知る事もあります。今回はその話がうちの内部からは来ていなくて、後は本人がそれを承知しているか、していないかだと思うのですが。

(小山委員) やはり市の方ではね、当然宅地という事で使っている訳ですから、それなりの税収が入る訳なんですけど、それを生産緑地という事で、生産緑地並みの課税しか取ってないとなると、市の怠慢だと思うし、それからその生産緑地に建物を建てる自体がね、多分罰則があると思うんですよ。その辺できちんとしておかないと、うやむやにしないで、処理をしないと、委員会としての真価が問われるんじゃないかと思って、これ慎重に審議された方がよろしいんじゃないかと思うんですけど。

(事務局次長) 逆に言うと、課税を正式に宅地課税にさせる為に、生産緑地の網を外すという手続きもあるみたいでして、都市計画と課税とうちの方で、このままにしておく税金は安いままになってしまう可能性があるんで、それを正式な物に、宅地にさせなければいけないというのもあるので。

(小山委員) 要は、これが先例となるとね、みんなそういう風にして、生産緑地に家を造って追認、追認という事になるとですね、法的にも問題になってしまうと思うんですよ。そういう意味

でね、こういう事がないようにきちんと処理をしないといけないかなと、こういう風に思っています。

(事務局) 勿論、要件がなかったら追認はできませんので、それは勿論現状復帰命令という話になると思います。今回そういう話をご本人様に伺ったところ、相続が発生していて、その時にその手続きを怠っていた、と言うか、外れているという認識でいたという、そういうお話もあったので、そこまで悪意があってやったという事ではないという事も確認は取れているので、相続の案件で止むを得ないだろうという形ですね。もし本当に違法という事であれば、勿論農業委員会もそうですし、市の都市計画と課税部局の方もいだろうという訳にはいかないと思いますので、そこはきっちりやっていきたいなと、事務局サイドとしては思っています。

(甲野委員) すみません。もう一度確認なのですが、今回たまたま相続だという事で、まあ追認できるという事なんですけど、自己資金で建てたりする場合には単なる生産緑地で、もしかしたら建てられちゃうという事もあり得るという事なんですか？

(事務局) ゼロではないですね。先ほど小川委員にもお話しましたが、基本的には建築確認申請はしなければいけないと思いますけど、農転を出しなさいというところまではないので、大体住宅ローンとかを借りている人がほとんどなので、そうすると金融機関の方が審査で求める事が多いので、そこでもお願いできますけど、ちょっとそこがリンクされてないというところがあるので。

(甲野委員) そこをなんか摘発しないと。

(事務局) その辺はちょっと東京都の建築の方に聞いてみたいなと思っています。

(甲野委員) 必ず分かるような形にしておかないと、それこそ気が付いたら建ってるというような事が増える・・・

(議長) 生産緑地に、相続がなかった場合に、罰則って言うのは何ですか？

(事務局) 罰則は多分現状復帰にあたると思います。

(議長) 現状復帰？

(事務局長) 課税の遡りは？

(事務局) 課税の遡りはないです。外す要件がないので、外せないで、現状復帰させるしかないと思います。生産緑地内における行為の制限という事で生産緑地法8条で建築物はダメですよとなっていて、次の9条でそれに違反した者については現状回復命令を出しなさいという風になっていますので、基本は罰則と言うか現状回復命令を出さなければいけないという事になっております。

(事務局次長) 住んでしまっていて、それを追い出してまで壊せと言えるかどうかですよ。法的に。

(事務局) 現状回復が著しく困難である場合に、これに変わるべき措置を取るべき命令を命ずる事ができるとは書いてあるのですが、それが何かというところまではちょっと、都市計画に確認しないといけないですね。罰則もありますね。現状回復命令に背いた者は1年以下の懲役又は50万以下の罰金という事もあります。

(議長) 24年に相続が発生していて、その時点で主たる従事者証明を取れば問題なかったんでしょけども、その、去年あたりに家を建ててしまったという、生産緑地のまま家を建てたので、本当ならば現状回復をしなければいけないんだろうけど、24年の時点で生産緑地が外れていたらね、その時点で従事者証明を取ってれば、去年の時点で家が建っても問題なかっただろうという事なので、これで仕方ない・・・

(甲野委員) だから、分かるようにする制度にしないとまずいですよ。

(議長) そうですね。

(甲野委員) そのところをどうにかしないと。これはもう追究してもしょうがないけど。

(議長) 農業委員さんも、できれば、生産緑地がどこにあるか分かっていると思うので、今回のように家とか建物が建ったとか、そういった事があった場合には、即通告していただければと思いますけど・・・。他には質問はありますか？

(谷澤委員) 1つだけいいですか？買取申出という事で、この畑を欲しいという人がもし出てきた場合、どうすればいいのですか？

(事務局) それは、あくまでも本人同士の話し合いになるので、そこで法的期間のあっせん期間満了日までにまとまらなかったら、行為制限解除になっちゃうんですね。だからある意味出す方が強いので、売らないよってなってしまうと、それはそれで期間が来たら・・・

(議長) 買取申出するのに、この土地が10万か15万くらいかも知れない。それを㎡あたりその倍とか3倍とかという値段で買っていただけませんかという買取申出をする人もいます。

(事務局) 結構皆さん高い・・・

(谷澤委員) わざと売れないようにという事ですか？あ、そういう事は可能なんですな。

(事務局) あの、買取申出は基本的には市とか、あとは公共で買うというのが前提なので、その時点で例えば市が買いますと言ってまとまらない場合は収用委員会へ裁決申請をおこない、買い取りしてしまうのですが、市が公共機関で買わないよとなった場合、買い取らない旨の通知を送るんですけど、その後残りの約2ヶ月間くらいの間は農業者の斡旋という事でいつも全協で出させていただいています、その間についてはあくまで民々のお互いでの話し合いなので、売りませんとなって期間が過ぎてしまえばそれで終わっちゃう話ですね。

(事務局長) 買取申請出すからには多分売買が目的だと思うんですね。だからそれよりもいい条件で買うとかいう話になれば可能性があるかも知れないですね。手を挙げて。

(事務局) その場合は農地として残っちゃいますけど。

(事務局長) 生産緑地として買うという。

(議長) 市として買うか。市長の専決にも行きます。はい、他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の〇〇〇△△さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。次に番号2、担当の栗原剛委員、説明をお願いいたします。

(栗原剛委員) はい。それでは番号2を説明させていただきます。(第2号議案・番号2 朗読)

現地については9ページをお願いします。4月7日に事務局及び都市計画課の職員と〇〇〇〇さんご本人と面談をして参りました。診断書の内容につきましては、のちほど事務局の方から説明があるかと思えます。腰や膝に故障を抱えて、これ以上はちょっと農作業ができないというような内容でございます。現地確認に関しましては、〇〇-〇、△△-△、□□-□につきましては面談を行なった4月7日に事務局と一緒に確認をさせていただきました。■番につきましては、4月20日に私が1人で確認に行きました。場所につきましては、真ん中の大きな通りが五日市街道なんですけど、右側が増戸方面、左側が五日市方面になりまして、新秋川橋を渡ってすぐの両サイドに土地をお持ちになっています。□□-□のすぐ上が〇〇〇〇さんのご自宅になります。完全に自宅の庭と、この〇〇-〇、△△-△、□□-□はほぼ一体化しておりまして、確かに畑にはなっているんですけど、どこまでが庭で、どこまでが畑なのか区別が若干しづらいなかなというところもありまして、畑の方はタマネギ、葉物、おそらくジャガイモが植えてあるんだらうという畝があったりして、個人消費レベルではきれいに耕作をされていたと思います。ちょこちょこ果樹なんかも植わっておりまして、パッと見が畑なのか庭なのか、なかなか区別が付きづらいところではあるんですけど、きれいに管理はされておりました。■番の方ですが、もともと栗とか梅とかという感じの物が植わっていたと思われるんですけど、現状は、ほぼ、草っぱらに近いような感じになっていまして、ただ草の方は多分定期的に刈られていたと思いますので、そんなにボウボウに生えているという訳ではなく、最近少し暖かくなってきたので、下の方にちょこちょこ緑色の草が生えているという感じなので、開けた空間にはなっているんですけど、何か植わっているのかと言われると、昔その辺の果樹が植わっていたのかなという名残があるぐらいの感じにして、若干微妙かなというところはあります。逆に言えばその故障があつてなかなか管理ができなくて、そういったような状態になっているのかなというようなところございました。以上でございます。

(事務局) では診断書を読み上げます。(診断書 朗読)

栗原委員ともご本人様の面談に行きました。年齢は●●歳なのですが、話を聞きますともう30代後半ぐらいからずっと患っていて、だましましやってきましたんだけど、もうだいぶきついという事で、一番最初、市役所の方に相談に来た時、私と都市計画の職員で面談したのですが、その時も杖をついて来ているような状態で、足もびっこを引いて相当きつそうでございます。年齢的にはまだできそうですが、実際厳しいという事で、ご自宅にも伺った段階でしょうがないですねという形になりましたので、ご報告させていただきます。以上です。

(議長) はい。ただ今、栗原剛委員と事務局から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いします。

それでは質問がないようなので、番号2の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて番号3、担当の森委員、

説明をお願いいたします。

(森委員) はい。それではご説明申し上げます。(第2号議案・番号3 朗読)

場所につきましては10ページご覧ください。現地につきましては20日に事務局2名、あと堀江委員と4名で確認をいたしました。場所につきましてはちょっと分かりにくいかも知れないのですが、一番上の陸橋通り、真ん中から上に抜ける細い道があるのですが、この先に行きますと東秋留小学校の脇の道になります。逆にそちらから陸橋通りを突っ切ってひたすら下の方に行きまして、突き当たりの部分でございます。現状はですね、アブラナ科はみんな同じような花なのですが、黄色い花が立派に咲いてございました。多分ノラボウかなと思うのですが、ノラボウは花びらを摘んで食するものですから、今咲いているという事は、多分取ってないのかなという判断でございます。従いまして、今まで私もいろいろ猶予地見たのですが、今回はちょっとワーストかなという感じでございます。一緒に周りの草も伸びてございましたので、多分収穫もしてないし、ちょっと疑問かなという現状でございました。従いまして、一応買取申請ですから通ってしまえば勝手になっちゃうのですが、1つこう文句を言って、本来ですとこれではダメですよ、と。買取という事なので、ちょっとその辺が難しいので、事務局の方、対応をお願いしたいと思えます。

(事務局) あ、一応現地調査の時に、森委員と堀江委員からもお話があって、この状況ですと、主たる従事者なので証明自体はしょうがないのかなと思うのですが、どっちにしるここからまた3ヶ月間買取申出があるまで動きがありませんので、ご相続人、代理人の方が間に入っていますが、この後3ヶ月、このままだと近隣からの苦情もきますので、その辺の管理をしっかりして欲しいという事で、それは申し添えたいと思っています。

(議長) はい。ただ今、森委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いします。

(小川委員) 持分240分の120という事で、2分の1なのですが、あと外17名というのは、ものすごい多いんですけど・・・

(事務局) すみません。説明させていただきます。この亡くなった方はですね、お1人で後継者がいらっしゃらないという事で、申請人の〇〇△△さんが甥っ子さんなのですが、一緒に同居して最後までご面倒を見られていたという事で、そうすると亡くなった兄弟に相続権がいくと思うのですが、その兄弟が8人兄弟でもうほとんど亡くなられているので、そうすると今度兄弟の子供の方にいくので、それを全部追っていくと、合計18人が・・・。遺産分割協議で1人にまとめる事もできるのですが、今回書類等全部いただいたのですが、遺産分割協議で法定相続で全員に相続をして、それで買取申出をするという事で、書類も18人分の実印を押したのをいただいているので、それは問題はない行為なので、それで外17人という事で、申請人の方は全員載せなくても、主たる従事者が誰だったかという事なので、割愛はさせていただいたのですが、一応そういう形で法定相続で合計18人の相続で今回出てきているという事でご理解いただければと思います。

(中村委員) 解除という事になると、全員の署名ももらっているのですか？

(事務局) はい。

(中村委員) 17名？

(事務局) 合計18名ですね。全部実印を押していただいて、全部いただいています。これをそのまま都市計画でも印を押して出すと思うのですが、印鑑証明と書類は全部来ていますので。ちょうど今登記中のようです。

(議長) 申請人が18人という事ですね。

(事務局) はい。問題はないので。

(小川委員) その申請人の18人は全部成人なのですか？

(事務局) はい。全員成人です。一番若くても50代以上の方なので。

(中村委員) 私、放棄します、という人はいなかったのですか？

(事務局) いなかったみたいです。

(議長) 他には？

(甲野委員) あの、240分の120という事で、結局2分の1になるのですが、あとの2分の1はどうなっているのですか？

(事務局) 残り17人に・・・

(甲野委員) あ、この人が2分の1で？

(事務局) それ以外の人はもっと細かく・・・

(事務局次長) 買取申出なので、多分相続でそれぞれ持分で分けるために・・・

(甲野委員) この人が代表で、この人が半分持っているという事で、あと残りの半分はこの17人が含まれているという事ですか？

(事務局) その他の人は144分の6とか、書類は出ておりますが、申請の方は割愛させていただいて、全部で100パーセントにはなっています。

(甲野委員) あ、そういう事なのですね。半分だから変だなと思ったので。

(議長) 他には、よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号3の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいければと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。平成29年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1の雨間分について、担当の谷澤委員、説明をお願いいたします。

(谷澤委員) はい。(第3号議案・番号1 朗読)

場所は11ページになります。20日に現地調査に行って参りました。市役所の前の通り、五日市街道を東の方を向いて雨間立体の所、右に曲がる交差点の右側の〇枚ぐらい手前の場所で

ございます。現在は作付け前という事できれいに耕耘されておりました。ただ、ここも何回か調査に行ってるのですが、真ん中に島みたいのがあって、それがちょっと問題なのかなと思うのですが、今後指導していかなければならないのかなと思いました。以上です。

(議長) はい。続いて二宮分を担当の松村委員、説明をお願いいたします。

(松村委員) はい。(第3号議案・番号1 朗読)

地図は12ページをお願いします。〇〇〇番ですが、こちらはファーマーズセンターの南側、〇枚ほど南へ行った所です。ここはきれいに耕耘されておりました。あと11ページの方ですが、こちらは五日市街道、市役所から1本東側の道で北側〇枚目の畑です。これもきれいに耕耘されておりました。以上です。

(議長) はい。続いて瀬戸岡分を担当の田中建治委員、説明をお願いいたします。

(田中建治委員) はい。それでは一部重複はいたしますが、同じようにご説明いたします。(第3号議案・番号1 朗読)

地図は13ページです。現地につきましては20日に事務局2人の方と一緒に行って参りました。場所は市役所の西側の通りを北に行きまして、昔、双葉寿司というお店があった所の先を右に曲がりまして、少し入った所です。ここもきれいに耕作をされておまして、特に次の作物を作るのには問題ない場所のように思われました。以上です。よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただ今、事務局と各担当委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。

(甲野委員) 確認なのですが、1号議案と似ているような気がするのですが、違いは？

(事務局) 補足させていただきます。こちらの案件につきましては、税務署の方から3年ごとではなくて任意の調査で確認をしてくださいと調査依頼がきた案件ですので、3年ごとの証明とは別で、今回議案としてあげさせていただいて、調査していただきました。例年ですと、毎年秋口によく税務署から調査が来まして、納税猶予地の調査をした後に大体この調査が来ていたので、現地調査はそれに変えているのですが、今回は単独で別に来ましたので、現地調査も皆さんに行っていたら、確認していただきました。

(議長) 他には？・・・先ほど谷澤委員から言われました、真ん中の所に桑の木とか、何かあるんだよね？

(谷澤委員) ありますね。

(議長) ちょっとあそこの所に・・・

(事務局) そこだけ周り除いて、根っこがあるんですかね？

(谷澤委員) うん。桑の木が中に入ってきちゃって、牛の何かどンドン入れてて・・・

(事務局次長) 堆肥が置いてあるとか、前、聞きました。

(議長) 前にね。今、牛飼ってないよね？

(事務局次長) もうやめちゃってますよね？八王子の高月の・・・

(議長) あそこにバキュームで堆肥を入れていたんです。そのままのが残って島になっているから、あそこの部分きれいにするようにして、それであそこいつも何も作ってないんです。何とかち

よっと、本人の方へきちんとしていただきたいと思いますので。今、谷澤委員からもありましたので。

(事務局) はい、分かりました。きれいにするようにしておきます。

(議長) 他にはありますか？

それでは質問がないようなので、〇〇〇〇さんは、自ら農地として利用していることを確認し、青梅税務署に報告することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、確認することに決定をいたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告を、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは4月総会専決処理をご報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了致しました。次回の総会は、5月25日(木)、9時30分、今のところ場所は未定ですが、議案書発送の際にご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後4時11分